

2025 年度版

保存版

エコロガイド

☆☆いつでも使えるように身近においておきましょう☆☆

エコロ制度は、組合員同士の身近なたすけあいのしくみで、「困った時はお互い様」の気持ちをカタチにしたものです。

エコロについてのご相談・お問い合わせは、
たすけあいホットライン(070-3937-5004)にお電話ください。



- * 事由が発生したときは**60日以内**に申請してください。
- * エコロガイド及び申請用紙は、HPからダウンロードできます。→
- * 印刷したものが必要な方は、配達職員もしくはホットラインへご相談ください。



たすけあいホットライン:070-3937-5004

(月～金・9:00～17:00/年末年始、お盆は休み)

牛久センターTEL:029-872-7521

取手センターTEL:029-786-6800

水戸センターTEL:029-291-8280

あなたのメモ(申請時に必要ですので記入しておきましょう)

組合員コード		お名前	
コースNo. または班コード		センター	

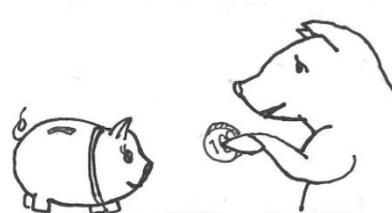
2025年6月16日発行
生活クラブ生活協同組合(茨城)
たすけあい福祉委員会

1 【目的】～これからもずっと住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる地域で安心して暮らし続けることができるために～

身近にたすけあえる関係があるのはとても心強いものです。「エコロ」は子育て中であっても、高齢になっても組合員同士が知り合い、自分たちができる範囲でたすけあえる制度です。困った時や誰かに助けてほしい時「たすけあいホットライン」に電話をどうぞ。近くのエッコロコーディネーターを通してケア者をつなぐお手伝いをしています。

2 エッコロを活用する上での約束事

- ① 1人1ヶ月100円の掛け金です。
- ② 初回のみ掛け金2ヶ月分200円（掛け金前払いのため）とします。
- ③ 加入手続きが完了した翌日の午前0時から保障が開始されます。
- ④ 掛け金の徴収は毎月の共同購入代金と同時引き落としとします。
- ⑤ 給付金は、共同購入代金と相殺します。
- ⑥ ケア中の事故等はケア者保障保険で保障されます。
- ⑦ 事由が発生したときは、終了後60日以内に申請してください。



3 エッコロで使う用語の説明

ケア	今困っている人へのさりげないほんのちょっとしたお手伝い。専門的な介護や看護等は含みません。
ケア者	お手伝いする人。エコロ加入者であれば誰でもなれます。
ケア金	お世話になったお礼として、ケア者に支払われる給付金。
ケア時間	ケア者が自宅を出た時から帰宅するまでの時間。
エコロ事由	エコロ制度内で保障される事柄。
行事保険	組合員の活動中の事故に備える補償制度です。 （日生協が団体加入している制度に茨城単協で加入しています。） 生協の行事に参加中の組合員がケガをしたり、第三者に対してケガをさせたりした時、組合員の物を壊したり預かった物に損害を与えたりした時の賠償損害が対象となります。

4 事由が発生したら

事由発生の連絡 ▼	本人または代理人(家族・班員)がセンターに連絡します。
申請書類の受け取り ▼	センター事務局から申請用紙が届けられます。 (生活クラブ茨城 HP からダウンロードできます。)
申請書類の提出 ▼	必要事項を記入し、第三者証明の欄の記名押印を済ませたらセンターへ提出してください。
給付金の受け取り	翌月のたすけあい福祉委員会で審議。審議結果をお知らせします。翌々の共同購入代金と相殺になります。

5 「エコロコーディネート」および「ケア」の注意

- ・ブロックから推薦され、たすけあい福祉委員会で承認されたコーディネーターが活動します。
- ・コーディネーターには、コーディネートが成立した場合、ケア者1人につき200円のコーディネーター料を給付します。コーディネートが成立した後にキャンセルとなった場合は、成立時のコーディネーター料を給付します。
- ・ケア者が自宅を出てからキャンセルとなった場合は、1時間分のケア金を給付します。
- ・コーディネートが不成立の場合は、1依頼につき200円を給付します。
- ・コーディネーターやケア者がケア内容の確認等のため依頼者のところを訪問した場合、それぞれ1回500円を給付します。

6 運用の注意点

2025年6月16日から運用を開始します。それ以前に起きた事由は、2023年度発行のエコロガイドのルールが適用されます。

★ ケア者保険

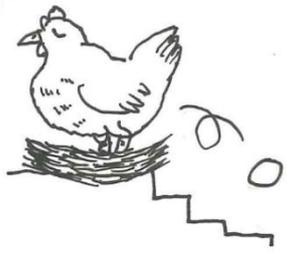
- 1 エコロ制度で定められているすべてのケアについて「ケア者保障保険」が適用されます。イベント託児も保障されます。ケア者が自宅を出た時から帰宅するまでの時間が保障されます。ただし、事故が発生したら、ただちに事務局まで連絡してください。

2 保険内容

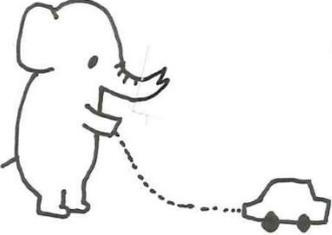
(1) 団体総合補償制度費用保険 死亡 300 万円 入院 3,000 円/日 (180 日間) 通院 2,000 円/日 (90 日間)	(2) 請負賠償責任保険 ・身体賠償 1 億円・見舞金費用 30 万円 ・事故・訴訟対応費用 各 30 万 ・財物賠償 1 億円・管理財物 1 億円・人格権侵害賠償 30 万円
--	---

- 3 ケア者保険での免責額 (5,000 円) については、エコロから補てんします。

1 共同購入を支えるためのたすけあい

NO	事由	保障内容	条件
1	<p>共同購入品の破損及び盗難 (配達日当日のみ対象)</p> 	<p>破損および盗難実額 100 円以上 50,000 円限度ですが、全員加入班の場合は 50,000 円×人数分の金額が限度となります。 後片付けは 1 回 300 円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・荷受場所から、自宅に持ち帰るまでの破損・盗難が対象です。 ・配達日の被害が対象で、配達日の翌々日までに連絡が必要です。(土日除く) ・保障の対象は使用に耐えない部分とします。 ・配達明細票が必要です。(配達後の確認・検品は必ず行います。) ・後片付けは、破損した人以外の人などが片付けた場合のみ対象です。
2	<p>共同購入をスタートする際 及び継続する際</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同購入スタート時のストッカー購入実費 (1 個) を補助します。 ・古くなったストッカーを買い替えた時の購入実費 (1 個) の半額を補助します。 ・利用増によりストッカーを追加購入した時、購入実費 (1 個) の半額を補助します。但し 3 個目は対象外です。 ・班から個配へ業態移動しストッカーを購入した時は、購入実費 (1 個) の全額を補助します。 ・ストッカーの破損及び盗難は、購入実費 (1 個) の半額を補助します。 ・留守宅カバー(ストッカーカバー)を購入する時は、初回のみ購入実費 1 個の半額を補助します。 <p>・新規加入者フォロー活動は 1 回 500 円で上限 5 回。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ストッカー、ストッカーカバーは生活クラブで購入したものに限りま。 ・ストッカー、ストッカーカバーの配達票 (コピー可) が必要です。 
3	<p>悪天候や緊急事態の時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同購入品の配達・預かりは 1 回 300 円。 ・車の乗り合わせは、行きと帰り、それぞれ 1 回 250 円。 ・ケア金は 1 時間以下 600 円、以降 1 時間毎に 600 円増。 ・ケア者 1 人の 1 日の上限は、2,400 円。 	<ul style="list-style-type: none"> ・降雪や台風等の悪天候により、共同購入品を取りに行けない事態となったときなど。 ・道路工事、停電や断水等の予定外な緊急事態が発生したときなど。 ・緊急事態の申請には詳しい事情の記入が必要です。

2-1 組合員活動を支えるためのたすけあい

NO	事由	保障内容	条件
4	組合員活動に参加するためのケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗り合わせは行きと帰り、それぞれ1回250円。 ・私物の貸出は1回300円。 ・私物の移動は1回300円。 ・ファイバーリサイクル衣類の回収は家を出てから帰宅するまでの時間。 ・ケア金は1時間以下600円、以降1時間毎に600円増。 ・ケア者1人の1日の上限は、2,400円。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「乗り合わせ」は、複数人が乗り合わせた場合でも1回につき250円とします。ただし、地域くらぶの乗り合わせは、ブロック運営委員会で承認した企画のみ申請できます。 ・私物の貸出および移動は、生活クラブの活動に限ります。 ・私物の貸し出しには組合員宅の駐車場の貸し出しも含まれます。 ・ファイバーリサイクルの回収は、自力でセンターまで衣類を運べない組合員に代わって、組合員宅まで行き、回収（分別も含む）後、センターまで運ぶことを言います。
5	委員またはケア者として活動に参加するとき		備考 活動中とは細則第7条を参照してください
6	活動中の事故で入院・負傷したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・共同購入品の配達・預かりは、1回300円。 ・ケア金は1時間以下600円、以降1時間毎に600円増。 ・ケア者1人の1日の上限は、2,400円。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケア内容は入退院・通院の付き添い、入退院の準備、家族の世話、共同購入品の受け取りなどとなります。 ・本人の居住する住宅内での事故は除きます。ただし活動の場が住宅内の場合はその限りではありません。
7	活動中に対人及び対物事故で賠償責任が生じたとき	お見舞金 3,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・修理を必要とする事故で、修理費の自己負担が1万円を超えるもの。 ・新規購入を必要とする事故で、購入費の自己負担が1万円を超えるもの。 ・共同購入品の授受及び班会も含まれます。 ・修理費・再購入領収書(コピーで可)が必要です。
8	活動中の不可抗力による個人の私物の破損・盗難	修理もしくは再購入の費用実費。ただし上限3,000円	修理の場合は、修理明細書および領収書が必要です。新規に購入した場合は、購入した領収書が必要です。共同購入品の授受及び班会等も含まれます。組合員活動に使用した個人の所有物の盗難・破損も含まれます。
9	活動中の車両事故	お見舞金 3,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・修理を必要とする事故で、修理費の自己負担が1万円を超えたもの。 ・共同購入品の授受及び班会も含まれます。 ・修理費明細書及び領収書(コピーで可)が必要です。
10	生活クラブで承認された拡大目的のイベントで託児を用意するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ケア金は1時間以下600円、以降1時間毎に600円増。 ・ケア者1人の1日の上限は、2,400円。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活クラブで承認された拡大目的のイベントの場合、組合員以外の方の託児も対象とします。 ・主催責任者が申請者となります。

エコロ制度内容

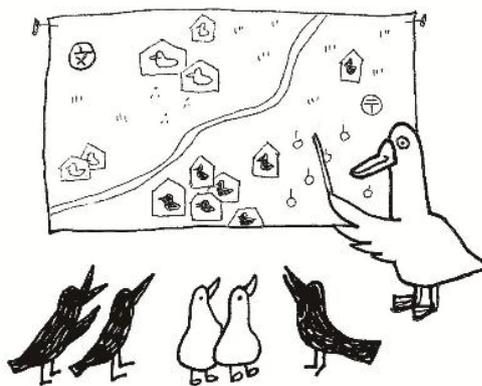
2-2 たすけあいカフェ

[目 的]

生活クラブでも社会状況の変化に伴い、かつてのように組合員同士で繋がる機会がなくなってきました。班の組合員であっても会って話す場が少なくなっています。また、地域の中でも人間関係が希薄となってきており、コミュニティーの場がますます少なくなってきました。いつでも気軽に相談できる「たすけあいホットライン」は、電話受付からスタッフやエコロコーディネーターが組合員同士を繋いでいます。

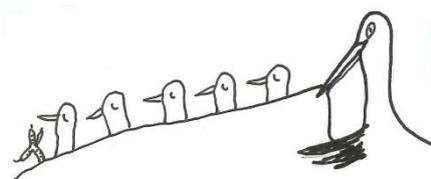
2019年度から新設された「たすけあいカフェ」は、組合員同士や地域の人が子育てや暮らしの中で悩みや問題解決できたことなどを、一緒に共有・共感する場を作ることで関係性を豊かにし、お互い様を意識したたすけあいの輪が更に広がることを目指します。

NO	事由	保障内容	条件
11	<p>たすけあいをテーマとしての集まりを開催した場合に費用の一部を補填します。</p> <p>たすけあいの3本柱(エコロ・共済・地域福祉)のひとつをテーマに話し合ってください。</p> <p>例えば・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや、老後の不安など会って話して情報交換。 ・生活保障や医療保障の情報交換。 ・エコロの活用について 	<p>1回の開催につき開催費用等 1,000円を上限に給付します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック事務局に事前申請が必要です。 ・たすけあいに関する資料をお届けします。また、希望があれば担当者や職員がお伺いできます。 ・開催後 1週間程度で「たすけあいカフェ開催報告書兼エコロ申請書」を提出します。報告書には領収書を添付してください。 ・特定の宗教、政治団体、営利目的での開催はできません。 ・3人以上集まって開催できます。組合員でない方も参加できますが、半数以上はエコロ加入の組合員とします。年間開催回数に上限はありません。 ・申請者は必ずエコロ加入の組合員とします。 ・コーディネーターが、依頼を受けてたすけあいカフェに参加した場合も 500円給付します。



3 加入者や加入者の家族を支えるためのたすけあい

NO	事由	保障内容	条件
12	加入者本人や加入者の家族がケガ（不慮の事故）・病気で入院したとき	<p><保障内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同購入品の配達・預かりは、1回 300 円。 ・乗り合わせは、行きと帰り、それぞれ 1回 250 円。 ・ケア金は 1 時間以下 600 円、以降 1 時間毎に 600 円増。 ・ケア者 1 人の 1 日の上限は、2,400 円。 ・ケア金は、1 事由につき 15,000 円限度 ・共同購入の申込代行（OCR 記入等）は、1 回 300 円。 <p><ケア内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的家事のサポート等。 ・家族の世話。 ・共同購入品の受け取り・お届け。 ・入退院の付き添い、通院の付き添い等。 <p><条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自車での送迎は対象外です。 ・年度をまたがって事由が発生しているときは原則的に前年度の期間内に通算します。 ・腰痛、頭痛、風邪、更年期障害なども病気に含み申請回数に制限を設けません。 ・地域活動とは、学校行事（学校等の都合により下校時刻に変更があった場合のケア含）、PTA、自治会の活動等 ・営利目的の活動では使えません。 ・仕事の理由では使えません。 ・習い事や少年団等の活動は除きます。 	
13	加入者本人や加入者の家族がケガ（不慮の事故）・病気で通院・自宅療養したとき		
14	加入者本人または家族にハンディキャップ（高齢を含む）があるとき		
15	加入者本人が家族の介護をしたとき		
16	加入者本人または家族が妊娠中のとき		
17	加入者本人または家族の出産後（1ヶ月）		
18	加入者本人または家族の子どもが 1 歳未満のとき		
19	健康診断・定期健診・経過観察での受診、予防接種、検診に参加するとき		
20	加入者本人が地域活動に参加するとき		
21	引越しの手伝い		
22	加入者本人が冠婚葬祭に出席するとき		
23	住宅災害時		



24 1~23 以外の理由で、共同購入の受け取りができないとき	1 回 300 円、年 3 回が限度（6 月～翌 5 月） 共同購入品の預かり及び配達。 申請時には理由記入が必要です。
------------------------------------	--

● 生活クラブ・エコロたすけあい制度規約

第1章 総則

(目的)

第1条 生活クラブエコロたすけあい制度(以下エコロ制度)は、生活クラブ生活協同組合(以下生活クラブという)の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第3条に掲げる活動内容を行なうことを目的とします。

(名称)

第2条 生活クラブエコロたすけあい制度の名称は、エコロとします。

(活動内容)

第3条 生活クラブは加入者から掛け金を受け取り、期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。

<保障内容>

- (1) 配達当日の共同購入品の破損及び盗難
- (2) 共同購入をスタートさせる際及び継続する際
- (3) 悪天候や緊急事態の時
- (4) 組合員活動に参加するためのケア
- (5) 委員またはケア者として活動に参加する時
- (6) 活動中の事故で入院・負傷した時
- (7) 活動中に対人および対物事故で賠償責任が生じた時
- (8) 活動中の不可抗力による個人の私物の破損・盗難
- (9) 活動中の車両事故
- (10) 生活クラブで承認された拡大目的のイベントで託児を用意するとき
- (11) たすけあいカフェを開催した時
- (12) 加入者本人や加入者の家族がケガ(不慮の事故)・病気で入院した時
- (13) 加入者本人や加入者の家族がケガ(不慮の事故)・病気で通院・自宅療養した時
- (14) 加入者本人または家族にハンディキャップ(高齢を含む)がある時
- (15) 加入者本人が家族の介護をした時
- (16) 加入者本人または家族が妊娠中の時
- (17) 加入者本人または家族の出産後
- (18) 加入者本人または家族の子供が1歳未満
- (19) 健康診断・定期健診・経過観察での受診・予防接種・検診に参加する時
- (20) 加入者本人が地域活動に参加する時

(21) 引越しの手伝い

(22) 加入者本人が冠婚葬祭に出席する時

(23) 住宅災害時

(24) 1~23以外の理由で共同購入の受け取りができない時

(エコロの管理・運営)

第4条 エコロの自律的かつ円滑な運営を図るために「たすけあい福祉委員会」を設置します。

(たすけあい福祉委員会の議決事項)

第5条 たすけあい福祉委員会は生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を審議します。

- (1) エコロ事由発生時の処理に関する事項
- (2) エコロ内容の検討に関する事項
- (3) エコロ事業案の策定に関する事項
- (4) その他、エコロの運営上必要とされる事項

第2章 契約

(加入者の範囲)

第6条 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるものは生活クラブの組合員とします。

(加入手続)

第7条 生活クラブに申請し、生活クラブの受理をもってします。

(掛金および支払方法)

第8条 掛け金は月額100円とし、生活クラブの指定する日までに生活クラブに払い込むものとします。

(効力の開始)

第9条 効力の開始は、加入申し込みが受理された翌日よりとします。

(給付金・補助金の受取人)

第10条 給付金の受取人は加入者本人とします。

2. 加入者が死亡した時は次の号に掲げる者とし、その順位は各号の順にします。

(1) 加入者の配偶者

(2) 加入者の死亡当時生計を一にしている子・父母(配偶者の父母を含む)

(エコロの期間)

第11条 エコロの期間は、4月1日より翌年の3月31日までとし、期間途中における解約はできないものとします。

2. 解約方法は別に定める細則によります。

(契約の変更)

第12条 加入者は契約成立後に、次の変更が生じた時は遅滞なく生活クラブに届け出るものとします。

- (1)氏名の変更
- (2)住所の変更
- (3)班の変更

(契約の消滅)

第13条 加入者が生活クラブを脱退した時、または死亡した時、消滅します。

(効力の停止)

第14条 加入者が掛け金を滞納した時、また休会中の時、その未払い期間については効力を停止します。

第3章 給付金の支払い

(事由発生の報告)

第15条 加入者またはその家族は事由が発生した時は、速やかに事由発生状況を生活クラブに報告し、所定の手続きをとるものとします。

(給付金の支払請求)

第16条 事由が発生したときは、その発生から60日以内に支払請求と制度条件の添付書類を提出し、給付金の支払を請求するものとします。

(給付金の支払)

第17条 給付金は事由内容を規約および細則に沿ってたすけあい福祉委員会が審査決定し、たすけあい福祉委員会が支払手続きを行うものとします。

(時効)

第18条 給付金の申請者が給付の請求手続きを事由発生から1年間怠った時、生活クラブは給付金の支払義務を免れるものとします。

(調整)

第19条 給付金の支払に関し、生活クラブと受取人の間に疑義が生じた時は、たすけあい福祉委員会において調整するものとします。

第4章 その他

(細則)

第20条 この規約に定めるもののほか、活動のための手続き、その他業務の執行に必要な事項は、別に細則を定めるものとします。

(附則)

1. この規約は2002年7月1日から執行するものとします。
2. この規約は2007年6月1日から執行するものとします。
3. この規約は2009年6月1日から執行するものとします。
4. この規約は2010年6月1日から執行するものとします。
5. この規約は2011年6月1日から執行するものとします。
6. この規約は2012年6月1日から執行するものとします。
7. この規約は2013年6月1日から執行するものとします。
8. この規約は2014年6月9日から執行するものとします。
9. この規約は2015年6月8日から執行するものとします。
10. この規約は2016年6月13日から執行するものとします。
11. この規約は2017年6月12日から施行するものとします。
12. この規約は2018年6月11日から施行するものとします。
13. この規約は2019年6月17日から施行するものとします。
14. この規約は2020年6月15日から施行するものとします。
15. この規約は2025年6月12日から施行するものとします。

● 生活クラブエッコロたすけあい制度細則

(総則)

第1条 生活クラブエッコロたすけあい制度 第20条にもとづき、制度に必要な事項は、この定めによるものとします。

(家族の定義)

第2条 規約に規定する「家族」とは、同居および別居の親・子・配偶者・祖父母・孫と兄弟姉妹とします。

(住居する住宅の定義)

第3条 規約に規定する「居住する住宅」とは、加入者が日常生活を営むために居住している住宅で、自家、借家、借間を問わないものとします。

2. 物置、納屋、掘、垣根、倉庫その他の付属構築物は除きます。

(不慮の事故の定義)

第4条 規約に規定する「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下のとおりとします。

- (1)交通事故不慮の中毒不慮の墜落
- (2)天災火災及び火焰による不慮の事故
- (3)不慮の溺没
- (4)不慮の打撲
- (5)その他たすけあい福祉委員会が認めたもの

(入院の定義)

第5条 規約に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院または診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要であるとされた時とします。

- 2 「病院」とは医師法にさだめる病院または診療所とします。但し、柔道整復師法に定める師術所等は病院に準ずるものとします。
- 3 加入者が入院後病院を変更し、別の病院へ移動した場合は継続して入院したものとします。
- 4 同一病気、同一事故に起因する入院は入退院を繰り返しても一事由とします。

(在宅療養の定義)

第6条 規約に規定する「在宅療養」とは、家庭において治療に専念する必要がある、かつ

日常生活に支障を生じた状態とします。

(組合員活動の定義)

第7条 規約に規定する「組合員活動」とは、組合員拡大行動、各種資料およびチラシ配布、各種委員会、地区会、生産者交流会(見学会)、ライフプラン講座、学習会、共同購入品配達当日の授受、その他たすけあい福祉委員会が認めたものとし、組合員に同行している家族も含みます。

(契約期間をまたがる事由の取り扱い)

第8条 事由が契約期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の共済期間に通算するものとします。

(掛金の払込方法)

第9条 規約第8条の掛け金の払込方法は、毎年度の共同購入品代金の支払と同一の方法で払込ものとします。

(解約方法)

第10条 規約第11条の2で規定する解約方法は、所定の解約届を提出することとします。2月末までに解約届が提出された場合、その年度末で解約となります。

- 2 解約を申し出ない場合は、契約はさらに一年間継続するものとします。

(ケアおよびケア者の定義)

第11条 「ケア」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、ケア者とはそれを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。

(附則)

1. この細則は2003年7月1日から施行するものとします。
2. この細則は2004年7月1日から施行するものとします。
3. この細則は2007年6月1日から施行するものとします。
4. この細則は2009年6月1日から施行するものとします。
5. この細則は2010年6月1日から施行するものとします。
6. この細則は2012年6月1日から施行するものとします。
7. この細則は2020年6月15日から施行するものとします。

「たすけあいカフェ開催事前申請」

受付番号

提出日 年 月 日

生活クラブ生活協同組合 御中

「たすけあいカフェ」の開催について事前申請します。

【申請者】	行政区	組合員コード	班コード	配達コース（事務局記入）
	組合員名（ケアを受けた方） 自 署		TEL	
	印			
*初めて申請される方は <input checked="" type="checkbox"/> してください。→ <input type="checkbox"/>				

【たすけあいカフェ 開催予定記入欄】

開催予定日	年 月 日 ()	～	説明希望 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
開催場所			
開催内容（概要で結構です。）			
参加予定者 (組合員)			
(組合員でない方)			

【注意】開催日後に報告書提出をお願いします。

事務局記入	事前申請書回収	事前資料の配布
日付		
担当者印		

事務局記入		担当者印	責任者印	備考
エコロ事務局	確認日			
たすけあい委員会	審査日			

個人情報の取扱いに関する事項】事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエコロ制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。

「たすけあいカフェ報告用」 エコロ申請書

受付番号

年 月 日

生活クラブ生活協同組合 御中

【申請者】	まち（お住まいの地域）	組合員コード	班 or 個配
	お名前		連絡先
	印		

【たすけあいカフェ開催報告】 開催後、1週間程度を目安にご報告ください。

開催日	年 月 日 ()	開催場所	
参加した方のお名前（組合員コード）			
開催内容 （テーマをチェックしてください。） <input type="checkbox"/> エコロ、 <input type="checkbox"/> 共済、 <input type="checkbox"/> 地域福祉			
感想			

【掛かった費用】

適	用	内容	金額（円）
茶	菓		
会	場	費	
そ	の	他	
合	計		

【注意】 活動補助費は共同購入代金と相殺になります。

事務局記入		担当者印	責任者印	備考
センター	受付日			
エコロ事務局	処理日			
たすけあい委員会				

【個人情報の取扱に関する事項】 事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエコロ制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。

★★★エッコロ申請書・記入例★★★

エッコロ申請書

受付番号

生活クラブ生活協同組合 御中

提出日 年 月 日

自署・押印を忘れずに!!

下記エッコロ事由発生内容の理由により給付金の請求をいたします。

【申請者】	行政区 牛久	組合員コード 0000****	班コード	配達コース (標準)
	組合員名 (ケアを受けた方) 茨城 はぐ美 (印)	TEL 090-****-****		
*初めて申請される方は☑してください。→☐				
第三者証明	*以下の内容を証明いたします。氏名 筑波 みのり (印)			

第三者証明は、組合員の知り合い、または配達職員に記入・押印を依頼して下さい。

【事由発生報告欄】

事由発生日 20**年7月7日16時頃	エッコロガイド制度 NO
事由内容 (詳しく理由を含めてお書きください)	
荷受場所から、自宅に持ち帰る際に、誤って牛乳ビン1本を落として破損した。翌日、7月8日にセンターに電話で連絡した。	

【注意】原則として、発生日から60日以内に申請してください。

【ケア報告書】

月日	組合員コード	ケアをした方の氏名	ケア内容	ケア時間 (回数)	ケア金
7/7	0000****	茨城 はぐ美	牛乳	1本	247円
日間 ケア金 (247) 円					

破損、盗難、動物の被害は、配達当日のみ対象です。

翌々日までにセンターへ連絡することが条件です。
センターへ連絡した日をご記入ください。

配達明細書を添付してください。

※動物被害・天候による被害等は、今後の予防対策の記入もお願いします。

エッコロ申請書記入についてわからない時は、
たすけあいホットライン(070-3937-5004)にお電話ください。

受付番号

エコロ申請書

生活クラブ生活協同組合 御中

提出日

年

月

日

下記エコロ事由発生内容の理由により給付金の請求をいたします。

【申請者】	行政区	組合員コード	班コード	配達コース（事務局記入）
	組合員名（ケアを受けた方） 自 署		印	TEL
	*初めて申請される方は <input checked="" type="checkbox"/> してください。→ <input type="checkbox"/>			
【第三者証明】	*以下の内容を証明いたします。 氏名			印

【事由発生報告欄】

事由発生日	年	月	日	時頃	エコロガイド 制度NO
事由内容（詳しく理由を含めてお書きください）					

【注意】原則として、発生日から60日以内に申請してください。

【ケア報告書】

月日	組合員コード	ケアをした方の氏名	ケア内容	ケア時間 (回数)	ケア金
合計			日間	ケア金 () 円

【注意】・共同購入品破損・盗難の場合は、配達帳票（コピー可）を添付してください。・共同購入の盗難の場合は今後の対策も記入してください。・妊娠中～出産については、出産日（予定日を含）を記入してください。

- ・ストックの購入は、配達表もしくは引落通知書を添付してください。
- ・車の乗り合わせは、片道250円。共同購入品の預かりや配達は、1回300円。ケア金は、1時間毎600円。
- ・給付金は、ケア者の共同購入代金と相殺になります。

エコロコーディネーター（たすけあいコーディネーター）*聞き取り記入、代筆（有 無）				
組合員コード		氏名		確認日付
				/ 印

事務局記入		担当者印	責任者印	備考
センター	受付日			
エコロ事務局	処理日			
たすけあい委員会	審査日	審査結果		

【個人情報の取扱に関する事項】 事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエコロ制度の適切な運用を図るために活用させていただきます。

《感想・意見記入欄》より使いやすいエコロ制度をめざすための参考にしますので、率直なご意見をお聞かせください。

